



ストップ! 滞納

10月~12月は
滞納整理強化期間
です

平成26年度川口市差押状況

種別	件数(件)
不動産	239
預貯金	789
給与	93
生命保険	717
所得税還付金	125
その他	171
合計	2,134

滞納処分を強化しています。

県内の全63市町村と県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に滞納処分を強化しています。

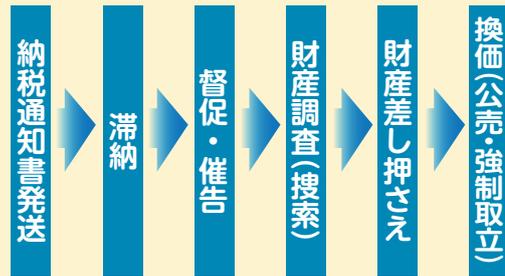
地方税法では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない時には、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」と定められています。市では督促状や催告書を送付するなど自主的な納付をお願いしていますが、納付されないかたに対しては、市が財産調査を行い、差し押さえを執行します。

滞納処分の強化

市税は、私達が安心して暮らすための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くのかたが期限内までに納付されていますが、残念ながら一部のかたは滞納している状況にあります。税金の滞納は、期限内に納付しているかたとの公平性を欠くものです。

滞納処分についてお答えします

- Q** 滞納処分の流れは？
- A** 「収入・財産があるにもかかわらず滞納となっている」、「再三の催告にも応じない」、「納付計画どおり納税されない」など、悪質な滞納者に対して、財産調査を実施します。土地・建物などの不動産だけではなく、金融機関、保険会社、勤務先などに調査を行い、預貯金・保険の有無、給与等の差し押さえ、取り立てを行います。



- Q** どのようにして財産を調査するのですか。
- A** 各金融機関に対する預貯金の調査や、勤め先への給与調査、取引先への売掛金調査などを行います。

金融機関への調査



勤務先調査



納付が困難なときは
ご相談を

病気や失職など特別な事情で納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

月 金曜日：8時30分～17時15分



納付が困難なときは ご相談を

納税通知書に付属している「口座振替依頼書」、または市内の各金融機関の窓口を設置している「口座振替依頼書」(ゆうちょ銀行は、「自動振込利用申込書」)でお申し込みください。

※納税通知書、預貯(金)通帳、届出印を持参いただければ、その場で手続きできます。

市税の納付は便利な 口座振替をご利用ください

不動産を公売します

滞納処分により、差し押さえた不動産の公売を実施します。

公 売 日：11月18日(水)

入 札 時 間：13:30～14:00

会 場：埼玉県浦和合同庁舎
(さいたま市浦和区北浦和 5-6-5)

公 売 財 産：土地付建物

物 件 概 要：市ホームページに掲載

※中止になる場合があります

